

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例案

1 改正の概要

工業技術総合センターの試験等のための新たな機器の導入および機器の使用の廃止ならびに東北部工業技術センターの試験等のための機器の使用の廃止に伴い、改正を行うもの。

2 改正内容

- (1) 工業技術総合センターに新たに電気・磁気環境機器として3m法電波暗室を導入することに伴う使用料の設定。

工業技術総合センター使用料

- ・電気・磁気環境機器 1時間あたり最低320円 最高6,800円 → 8,560円

- (2) 工業技術総合センターおよび東北部工業技術センターの老朽化した機器の使用の終了に伴う使用料の廃止。

工業技術総合センター使用料

- ・食品加工機器 1時間あたり320円 → 廃止
- ・工作機器 1時間あたり最低100円 最高5,440円 → 5,280円
- ・工作機器(窯業設備) 1時間あたり最低290円 → 480円 最高4,170円
- ・電気釜 1時間あたり1,000円 → 廃止
- ・電気釜 1回あたり最低2,100円 最高60,700円 → 35,930円

東北部工業技術センター設備使用料

- ・観測機器 1時間あたり350円 → 廃止
- ・微小観察機器 1時間あたり最低290円 最高4,870円 → 3,770円
- ・分析機器 1時間あたり最低420円 最高4,530円 → 4,200円
- ・工作機器 1時間あたり最低160円 最高3,500円 → 3,300円
- ・繊維加工機器 1時間あたり最低50円 最高560円 → 550円

滋賀県行政財産使用料条例新旧対照表

旧			新		
本則・付則 省略			本則・付則 省略		
別表			別表		
1～3 省略			1～3 省略		
4 工業技術総合センター使用料			4 工業技術総合センター使用料		
(1) 省略			(1) 省略		
(2) 機械電子機器および機能材料機器使用料			(2) 機械電子機器および機能材料機器使用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
電気・磁気環境機器	1時間	最低 320 最高 <u>6,800</u>	電気・磁気環境機器	1時間	最低 320 最高 <u>8,560</u>
省略			省略		
食品加工機器	同	<u>320</u>	(削除)		
工作機器	同	最低 100 最高 <u>5,440</u>	工作機器	同	同 100 <u>5,280</u>
省略			省略		
注 省略			注 省略		
(3) 窯業設備使用料			(3) 窯業設備使用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
省略			省略		

工作機器	同	同	<u>290</u> 4,170
窯業用焼成炉	電気窯	同	<u>1,000</u>
		1回	最低 <u>2,100</u> 最高 <u>60,700</u>
	ガス窯	同	同 <u>1,200</u> <u>10,200</u>

注 省略

5 東北部工業技術センター設備使用料

区分	単位	金額
観測機器	1時間	円 <u>350</u>
精密測定機器	同	最低 <u>320</u> 最高 <u>1,390</u>
省略		
微小観察機器	同	同 <u>290</u> <u>4,870</u>
省略		
分析機器	同	同 <u>420</u> <u>4,530</u>
省略		

工作機器	同	同	<u>480</u> 4,170
窯業用焼成炉	電気窯	(削除)	
		1回	同 <u>2,100</u> <u>35,930</u>
	ガス窯	同	同 <u>1,200</u> <u>10,200</u>

注 省略

5 東北部工業技術センター設備使用料

区分	単位	金額
(削除)		
精密測定機器	1時間	円 最低 <u>320</u> 最高 <u>1,390</u>
省略		
微小観察機器	同	同 <u>290</u> <u>3,770</u>
省略		
分析機器	同	同 <u>420</u> <u>4,200</u>
省略		

工作機器	同	同 160 <u>3,500</u>	工作機器	同	同 160 <u>3,300</u>
省略			省略		
纖維加工機器	同	同 50 <u>560</u>	纖維加工機器	同	同 50 <u>550</u>
省略			省略		
注 省略			注 省略		
6 省略			6 省略		